

大東市周遊型謎解きイベント企画実施業務委託仕様書

1. 件名

大東市周遊型謎解きイベント企画実施業務委託仕様書

2. 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

3. 目的

大東市内に点在する自然資源や観光資源など、大東市の魅力が体感できるスポット及び市制施行70周年にちなんだ謎解きをストーリーに結び付け、楽しみながら市内外の方が市内を周遊するイベントを実施することにより、交流人口の増加と観光・消費の促進を図り、地域活性化につなげる。

4. 業務内容

- (1) 謎解きイベントの企画立案・プロデュース及び運営
- (2) プロモーション及び広報宣伝
- (3) アンケートの収集及びデータ集計・分析
- (4) 報告関係書類の作成
- (5) その他、上記(1)～(4)に付随する業務

5. 仕様等

- (1) 謎解きイベントの企画立案・プロデュース及び運営
イベントの企画立案や内容は、以下のア～キに挙げる各項目に留意の上で実施すること。
また、内容は企画提案をもとに発注者と受注者の協議により決定、変更する。
 - (ア) 「謎解きイベント」の実施期間について
委託期間内に11月8日（日）を含む3か月程度実施する
 - (イ) 開催場所
大東市内
 - (ウ) 参加費
無料
 - (エ) イベントのストーリー及びプログラムの作成
 - ・メインターゲットの市外の20代～40代をはじめとした、市内外の幅広い年代が参加し、楽しめる「謎解き」になるよう配慮すること。
 - ・本市の魅力が伝わる観光スポットや大東市の歩みをオリジナルの謎解きストーリーに結び付け、参加者がゲーム感覚で本市の魅力を体感しながら街歩きを行えるイベントにすること。
 - ・令和8年11月8日（日）に開催するだんじり集結イベントへの来訪を促進するプラスアルファの謎を作成すること。

- ・訪問スポットに店舗・施設を組み込む場合は、発注者と協議の上、協力依頼及び許可手続き等は受注者が行うこと。
- ・問題数については、問題の難易度や各地域の対象となる観光スポットを鑑みて、発注者と協議の上、決定する。
- ・謎解きキット（冊子）及びスマートフォンを使用し参加及びアンケートの回答できるものとする。

(オ) ノベルティグッズの作成

- ・謎解きクリア者へ配布するノベルティグッズ2種類の作成を行うこと。
- ・ノベルティグッズの種類については発注者と協議のうえ、決定すること。

(カ) イベントで必要な制作物の作成

- ・オリジナルのストーリー・謎
- ・告知時に使用できる簡単な謎（既出問題のアレンジでも可）
- ・謎解きキット（大きさは提案としカラーで6, 000部）
- ・告知ポスター（B1版カラーで30部、B1版カラーで30部）
- ・告知チラシ（A4版カラーで5, 000部）
- ・イベント時に必要なパネル等の設置物
- ・その他、イベント時必要な制作物

(キ) 運営管理

- ・参加者数が把握できるチェックイン機能などの仕組みを作ること。
- ・景品の手配及び発送業務を行うこと
- ・委託期間中のイベントに関する問い合わせに対応すること。
- ・スポットにパネルやPOPを設置する場合、その設置・保守撤去については、受注者で行うこと。
- ・準備から開催までのスケジュール調整及び進行管理等のすべての運営業務について、発注者と協議の上、行うこと。

(2) プロモーション及び広報宣伝

- ・より多くのイベント参加につながるよう、市内外の人に広く効果的な広報を実施すること。
- ・各種メディアやSNS等を活用して告知を行うこと。
- ・特にメインターゲットが多く参加するような広報プロモーションを行うこと。

(3) アンケートの収集及びデータ集計・分析

- ・イベント参加者からアンケートを収集できる仕組みを作ること。
- ・イベント終了後、参加状況のデータ集計・分析を行い、実績の報告を行うこと。

(4) 報告関係書類の作成

- ・ イベントの実績を明記した業務完了報告書を作成すること。
- ・ アンケート結果やイベントがもたらした経済効果などについて分析などを行い、報告書に記載すること。
- ・ 令和9年3月31日（水）までに提出すること。

6. 著作権の譲渡等

業務に係る全ての成果品の所有権及び著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は発注者に帰属する。また、成果品は、発注者が制作する広報物等への二次的な使用についても可能とするのが望ましい。

著作者人格権について、受注者は将来にわたって行使しないこととする。

なお、制作物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、手続きは受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

7. 留意事項

- (1) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、受注業務に従事する者に対し、基本的人権について正しい認識をもって当該業務を遂行できるよう、大東市が実施する啓発行事への参加の促進や受注者において人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。
- (3) 受託者は、本契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）および関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。
- (4) 受託者は、本契約の履行に当たり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及び事業主が職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（令和2年厚生労働省告示第5号）を遵守すること。
- (5) その他、本業務に関して必要な事項は、受注者と発注者の協議により決定するものとする。